

2019年6月21日

各 位

会 社 名 ピー・シー・エー株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤文昭
 (コード番号 9629 東証第一部)
 問 合 せ 先 財務経理部長 坂下幸之
 (TEL 03-5211-2711)

自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2019年6月21日の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2019年7月31日
(2) 処分する株式の種類 及び数	普通株式 3,600株
(3) 処 分 価 額	1株につき 3,415円
(4) 処 分 総 額	12,294,000円
(5) 割 当 予 定 先	当社の退任取締役 1名 3,600株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月21日開催の取締役会において、役員株式保有促進による株主の皆様との長期的利害共有と中長期的な株主価値向上へのインセンティブを目的として、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「業務執行取締役」と総称します)を対象とする新たな退任時報酬制度として、事後交付型株式報酬制度(事後交付型リストラクテッド・ストック、以下「本制度」といいます)を導入することを決議しました。

また、これを受けて本制度に関する議案を、2018年6月22日開催の第38回定時株主総会に付議し、本株主総会において決議されました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下の通りです。

【本制度の概要等】

(1) 制度の概要

本制度は、当社が対象者に対し、毎年一定の時期に当社の定める規程に従いポイントを付与し、各対象者が取締役を退任する際、付与を受けたポイント数に応じて1ポイントあたり1株の割合で換算した数の株式を交付する退任時報酬型の株式報酬制度です。リストラクテッド・ストックに係る報酬の額(会計上の費用計上額)は、1事業年度あたり5000万円を上限とします。

(2) 対象者

業務執行取締役

(3) 付与ポイント

毎年一定の時期に、各対象者に対し、基本報酬の年額の30%に相当するポイントを付与します。但し、1事業年度当たりの付与ポイント数の上限は5万株相当を上限とします。なお、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与ポイント数について合理的な調整を行います。

(4) 株式の交付

対象者が当社取締役を退任する際、当社は当該対象者に対し、保有するポイントを1ポイントあたり1株の割合で換算した数の当社普通株式を交付します。

株式の交付は、自己株式の処分により行うことを予定しており、その1株当たりの払込金額は自己株式の処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。株式の交付にあたっては、当社は対象者に対し当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭報酬債権を支給し、対象者は当該金銭債権を現物出資して株式の交付を受けるものとします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認されたときは、当該組織再編に伴い適切な代償措置が講じられる場合を除き、当社は、上記（4）に基づく株式の交付に代えて、当該組織再編の効力発生日の前日に、各対象者が保有するポイント数に当社普通株式の市場価額を乗じた額の金銭（1円未満切り捨て）を、各対象者に支給するものとします。

(6) その他

リストラクテッド・ストックの制度内容は、法令の改正、実務動向その他の事情を踏まえて将来変更される場合があります。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく自己株式処分として行われるものです。そのため、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2019年6月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である3,415円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。